

四、爭議方針

- 一、重要産業の立場加資本家の産業を合理化して労働者の生活に犠牲としてある点より資本家の産業を合理化によつて急激な改竄に迫らざればならぬ。労働者の犠牲によつて改竄の進められぬ。労働者の犠牲によつて改竄の進められぬ。労働者の犠牲によつて改竄の進められぬ。
- 二、此等爭議にあっては、最近まで戦線分裂のうちに一般の爭議を考へ加し得たし若組合の青年活動分子を以て闘争を通じての訓練に努力し得ればならぬ。

五、教育方針

- 一、各組合は最近までの組織的對策の結果、組合員の間には多かれ少かれ、狭隘な團體意識を形成せしめたることは否からず。聯合会は正しき階級意識の醸成によつて、かゝる初步的意識を克服し、全組合員の融合と統制を討つ。戦闘力を強化せしむべく努力し得ればならぬ。

六、政治運動の方針

- 一、若組合は最近までの對策の目的に、若者と組合との組織上の統制上の交錯、現況を生じ得れば、聯合会はこれを確信し、両者の関係を明確にする。労働者の組織的統制の設置の目的を達成する。労働者の組織的統制の設置の目的を達成する。労働者の組織的統制の設置の目的を達成する。
- 二、党の對策組合は持たざるべき。党の對策組合は持たざるべき。党の對策組合は持たざるべき。